

第 8 号の 2 様式（第 1 0 条の 2 関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

令和6年9月1日

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	軽自動車税賦課情報ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	総務部 課税課 担当 税務係 電話番号 03 (3579) 2095
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	軽自動車税は、賦課期日（4 月 1 日）時点において、区内に軽自動車等の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものであり（地方税法 4 4 3 条、4 6 3 条の 1 6 ～ 1 8）、以下の処理を行うにあたり軽自動車税賦課情報ファイルを作成し、利用している。 ①登録、名義変更、廃車等の申告を受け付ける。 ②申告に基づき、賦課決定し、所有者等へ納税通知書を送付する。 ③所有者等の減免申請により、申請者等には軽自動車税減免決定通知書を送付する。 ④納税証明書の交付申請に基づき、納付状況を確認し証明書を交付する
記 録 項 目	1 住所、2 定置場、3 郵便番号、4 氏名 5 電話番号、6 車両情報 7 異動年月日、8 課税額、9 収納額、10 減免事由
記 録 範 囲	軽自動車税申告書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、軽自動車税減免申請書を提出した者（保存年限である直近 7 年度分及び現年度分）
記 録 情 報 の 収 集 方 法	収集の相手方： 本人、地方税共同機構（LTA）、他自治体、（一財）自動車検査登録情報協会 収集の手段： 窓口申請（紙）、郵送申請（紙）、地方税共同機構（LTA）から LGWAN 回線を通じての情報提供、（一財）自動車検査登録情報協会から外部記録媒体で提供を受ける
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 そ の 旨	☒ 含む（上記記録項目の番号 10 ） ☐ 含まない
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	☐ あり（経常的提供先 ） ☒ なし
開 示 請 求 等 を 受 理 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	東京都板橋区総務部区政情報課

	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2 - 6 6 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	☐ あり（他の法令の規定） ☒ なし	
個人情報 ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考	業務の名称	軽自動車税に関する業務
	ファイルに記録される本人の数	約 40,000 人
	その他	